

スクールソーシャルワーク 実践ガイドブック

スクールソーシャルワークの
視点に立った児童生徒の
支援に向けて

平成30年9月

福島県教育委員会

〈はじめに〉

昨年度2月に、文部科学省より公表された「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から、全国の状況と同様に本県においても不登校、暴力行為の増加が明らかになっています。また、震災により移転、休業していた学校が、年を追うごとに地元での再開を果たしつつある中、帰還する家庭、避難先で生活続ける家庭、迷い悩む家庭など、状況は様々であり、東日本大震災から7年が経過した現在も、多くの課題を抱えています。

このように、不登校やいじめの認知、震災による影響、子どもの発達障がいなど、児童生徒を取り巻く課題は多岐に渡り、深刻化しています。そのような中、学校や家庭、地域、関係機関に対して幅広い視点をもって支援を行うスクールソーシャルワーカーの重要性はますます高まっています。

本県においては、平成20年度よりスクールソーシャルワーカー活用事業として、震災後の平成23年度からはスクールソーシャルワーカー緊急派遣事業として、スクールソーシャルワーカーの増員や教育相談体制の充実に努めてきました。

しかし、学校や市町村教育委員会から本事業への要請が高まる程、学校、スクールソーシャルワーカー相互の理解の在り方、研修や支援体制など環境整備の面などにおいて、課題も生じてきています。

スクールソーシャルワーカーの活動が、各学校における教育相談機能を一層向上させ、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題の解決が図られるようにするためには、スクールソーシャルワーカーのみではなく、校長をはじめとした学校関係者や教育委員会の指導主事等、関係者一人一人がスクールソーシャルワークへの理解をより深めることが重要です。

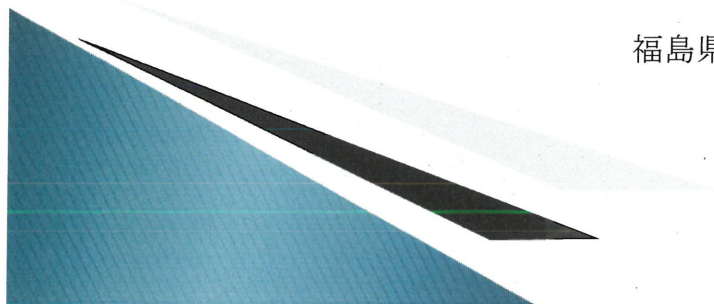
そこで本書は、スクールソーシャルワーカーの職務内容や配置形態、学校における体制づくり、支援チーム会議の運営等、学校現場でスクールソーシャルワーカーの活動が効果をあげるために大切なポイントを整理し、学校現場や教育委員会等で参考資料として御活用いただけるよう、平成26年4月発行「スクールソーシャルワーク実践ガイドブック」の内容構成を改訂しました。

本書の活用をはじめとし、学校現場でスクールソーシャルワークの視点に立った支援への理解が深まり、課題を抱える児童生徒も含め、一人一人が健やかな学校生活を送ることができることを願ってやみません。

結びに、本書の作成に当たり適切な御指導を頂いた福島県スクールソーシャルワーカー協会はじめ関係者の皆様の多大なる御尽力と御協力に対し、深く感謝申し上げます。

平成30年9月

福島県教育庁参事兼義務教育課長 佐藤 秀美



〈目次〉

◇ はじめに

I スクールソーシャルワーカーについて

- 1 ソーシャルワーカーとは…………… 1
- 2 スクールソーシャルワーカー(SSW)とは…………… 2
- 3 スクールソーシャルワーカーの資格要件…………… 3
- 4 スクールソーシャルワークとは…………… 4
- 5 スクールソーシャルワーカーの職務内容…………… 5

II 本県のスクールソーシャルワーカーについて

- 1 スクールソーシャルワーカー派遣事業の概要…………… 6
- 2 本県の取組状況…………… 7
- 3 スクールソーシャルワーカーの配置形態について…………… 9
- 4 スクールソーシャルワーカーへのサポート…………… 10

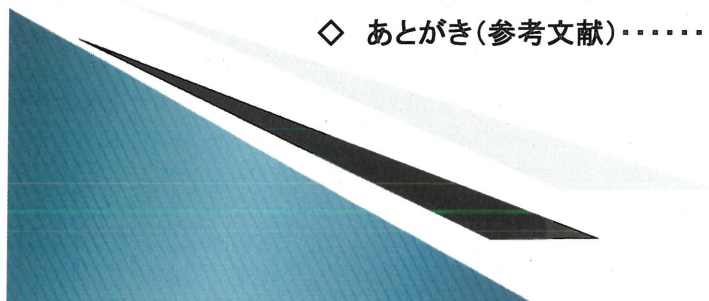
III スクールソーシャルワーカー活用の効果をあげるために

- 1 学校における活用体制づくり…………… 11
 - (1)学校における効果的な活用について
 - (2)相談援助体制の整備・充実
 - (3)支援チーム会議の運営
- 2 教育事務所や教育委員会による活用体制づくり…………… 14

※ 参考資料

- SSW支援シート…………… 16
インテーク票、アセスメント・プランニング票①～③、ケース記録票、
カンファレンス記録票、モニタリング記録票、実践の振り返り①②
- 児童生徒理解・教育支援シート(文部科学省試案)…………… 25
共通シート、ケース会議・検討会等記録
- 理解シート、援助チームシート(県教育委員会 不登校対応資料)… 27
- SSWの「活動記録のまとめ」集計表(県教育委員会 事業資料)… 29
- SSWの職務に関係する主な関係機関一覧…………… 30

- ◇ あとがき(参考文献)…………… 31



1 ソーシャルワーカーとは

ソーシャルワークは、人々の暮らしや生活にかかわる専門的実践です。ソーシャルワークは専門的な対人援助実践であり、単に技術や知識を元にした実践ではなく、専門職としての価値や倫理を基盤に置いているところに特徴があります。人々が暮らしていく中で起こる生活上の問題(生活課題・福祉課題)は「人と環境との相互作用の結果」起こってくるという視点がソーシャルワーク専門職(ソーシャルワーカー)の視点です。

そのため、ソーシャルワーカーは個人や環境、あるいはその接点に働きかけます。またソーシャルワークの対象は個人、家族、地域、社会など様々なため、ソーシャルワーカーの働く分野も高齢、障がい、児童、地域、教育、司法、民間企業等様々です。日本におけるソーシャルワーカーの国家資格は社会福祉士と精神保健福祉士の2つがありますが、大事なことは働いている場所や機関ではなく「どこにいても何を行っているのか、何を基盤に働いているのか」ということです。様々な所で価値を基盤に、ソーシャルワーカーは対人援助実践を展開しています。

2 スクールソーシャルワーカー(SSW)とは

社会福祉制度をはじめ幅広い社会的な制度や活動に関する情報や知識、並びに地域福祉やソーシャルワークの領域で培われた専門的な援助技術を用いて、問題を抱えている児童生徒とその家族や学校、教職員への支援を行う専門家

- 主にソーシャルワークの手法を用いて、家庭状況（児童虐待、障がい、経済的貧困、要保護、家族関係等）を把握し、児童生徒の問題行動の起因を整理する。
- 解決に向けて学校、家庭、関係機関等に働きかけを行う。
- 問題行動の未然防止(予防)、早期発見、早期対応のため、学校と連携を取りながら支援活動を行う。

具体的には、児童生徒や保護者、教職員との面談等により、児童生徒の学校生活での変化を的確にとらえ、児童生徒に関する情報を地域の関係機関から収集し、児童生徒自身や児童生徒の家庭環境等を理解したうえで、学校、家庭、関係機関等が連携し活動できるように調整、仲介、代理を行う役割を担う人材です。

※ スクールソーシャルワーカー
以下、SSWとも表記します。



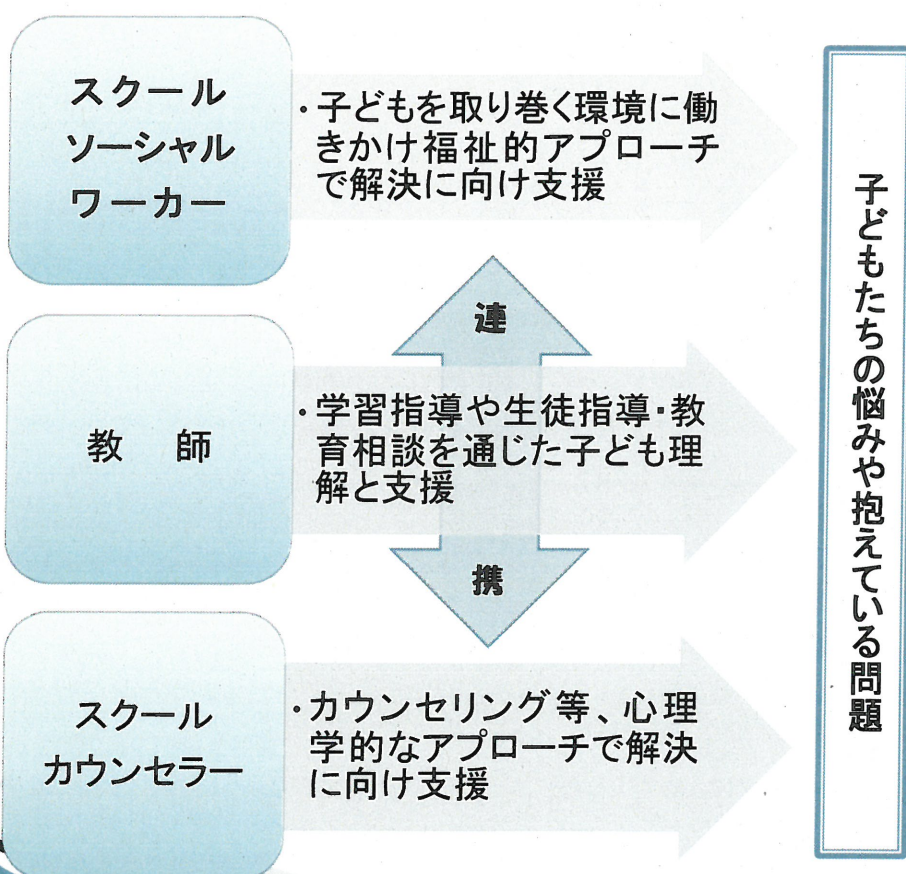
3 スクールソーシャルワーカーの3つの資格要件

要件1 社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者が適当で、かつSSW教育課程修了者、これと同等の知識や技術を学ぶ職能団体や学会等の講習会を修了した者。

要件2 福祉や教育の分野において専門的な知識・技術を有し、かつ養成校団体や職能団体の実施するSSWの講習を受講した者。

要件3 SSW活動経験の実績等があり、かつ社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格の取得を目指す者。

※ 要件1の者が十分確保できるまでの間は、要件2、要件3の者を資格者とすることがある。



4 スクールソーシャルワークとは

- ▶ SSWは、児童生徒の最善の利益を保証するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行う専門職である。スクールソーシャルワークとは、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、ソーシャルワーク理論に基づき、児童生徒のニーズを把握し、支援を展開すると共に、保護者への支援、学校への働きかけ及び自治体の体制整備への働きかけを行うことをいう。そのため、SSWの活動は、児童生徒という個人だけでなく、児童生徒の置かれた環境にも働きかけ児童生徒一人一人のQOL（生活の質）の向上とそれを可能とする学校・地域をつくるという特徴がある。

問題を抱える児童生徒の支援をより効果的に行うためには、スクールソーシャルワーカーだけでなく、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点をもって対応することが大切です。

スクールソーシャルワーカーの職務内容

「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」平成29年1月(文部科学省 教育相談等に関する調査研究協力者会議より)

(1)「地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け」

自治体の「不登校児童生徒数」や「いじめの認知件数」などを把握し、教育委員会のニーズを把握して、具体的な活動の目的や内容の決定に助言すること。

(2)「学校アセスメントと学校への働き掛け」

問題を抱える生徒の状況、就職・進学率等の状況や学校における児童生徒への支援体制等の動勢を把握し、授業参観や定期的な委員会やケース会議などに出席して組織的な取り組みのためのアセスメントを行う。

(3)「児童生徒及び保護者からの相談対応(ケースアセスメントと事案への働き掛け)」

子どもや保護者への個別相談や個別援助にあたり、組織的な支援策の検討を繰り返しながら、「校内の複数の関係教職員が事案の情報を共有し、判断する仕組みを作ること」を行う。

(4)「地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け」

地域のネットワークをつくりだしながら、ひとり親世帯の状況や就学援助受給率などの把握による地域アセスメントを通じて、子ども支援に役立てていくこと。

1 スクールソーシャルワーカー派遣事業の概要

【背景】

- 東日本大震災による地震・津波、加えて原発事故に伴い、多くの児童生徒が避難を余儀なくされている。
- 家族の生活基盤自体の修復が長期化する中で、学校は保護者から持ち込まれる生活問題や経済的な問題等への対応に苦慮している。
- 積極的な生徒指導、予防的な生徒指導を具体的に推進するために、学校、家庭、地域の連携を充実する人材が求められている。

SSWの派遣

- 県内全教育事務所に配置し、域内の公立小・中・高校・特別支援学校等を支援
- 震災の被害や避難児童生徒を多く受け入れた市町村や全県的に市町村へ委託しSSWを派遣

- ◇ 県北域内
(事務所3名、委託7市町村8名)
 - ◇ 県中域内
(事務所4名、委託6市町村6名)
 - ◇ 県南域内
(事務所3名、委託6町村6名)
 - ◇ 会津域内
(事務所4名、委託5市町5名)
 - ◇ 南会津域内
(事務所1名、委託2町2名)
 - ◇ 相双域内
(事務所2名、委託6市町村7名)
 - ◇ いわき域内(事務所4名)
- SSW県内56名配置

上記の他、独自に配置している市町村もある。
(平成30年度)

県教育委員会

スーパーバイザーの配置

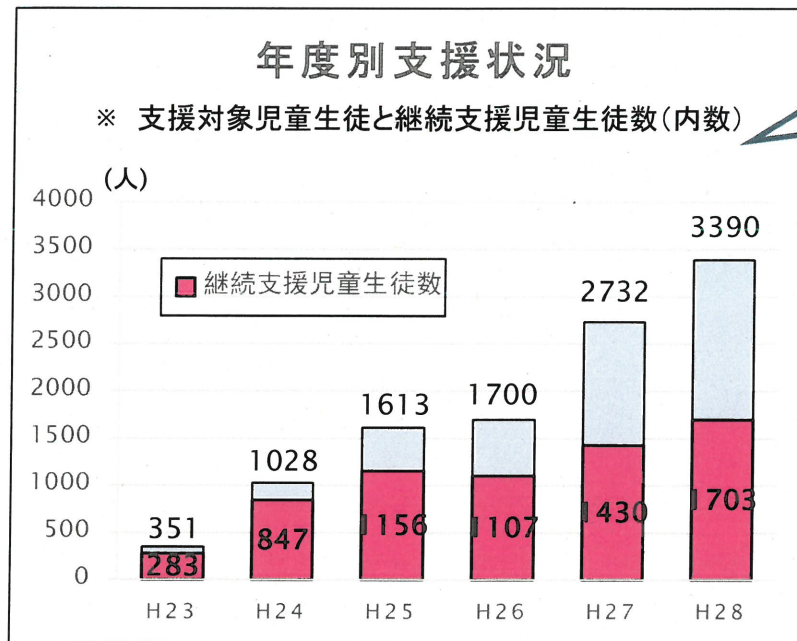
- 大学教授等学識経験者を5名委嘱
- SSW推進連絡協議会、地区連絡会における指導助言
- 市町村訪問によるSSWへの個別支援、学校支援、スーパービジョン、等

SSWの資質向上

- 県推進連絡協議会(年2回)
 - ・ 業務推進に関わる研修
 - ・ 情報交換 等
- 研修会
 - ・ 講師を招聘しての全体研修
- 域内連絡会
 - ・ 各教育事務所単位で定期的開催
 - ・ ケース検討
 - ・ 情報交換 等
 - ・ SV、チーフSSWを中心としたスーパービジョン

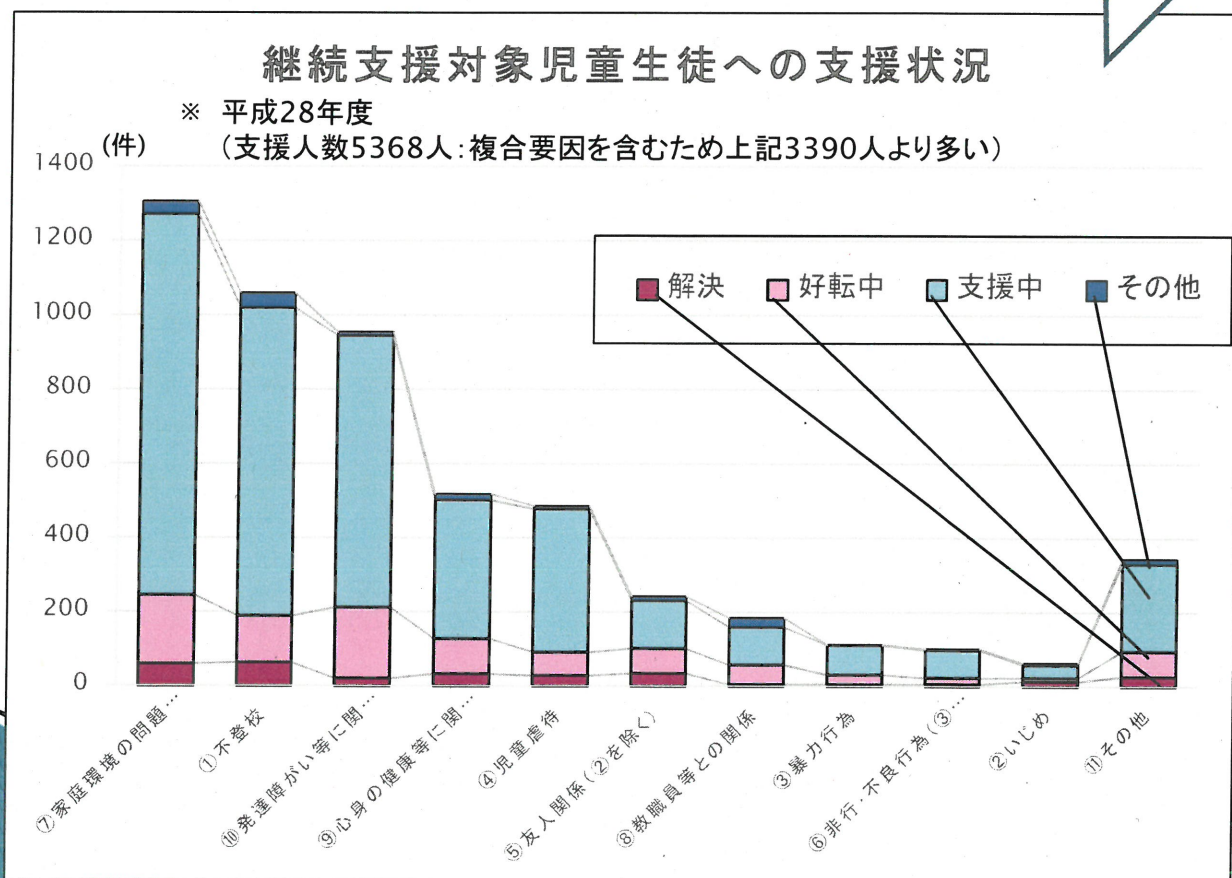


2 本県の取組の状況



SSW活用事業が、震災後、ニーズの高まりに対応し、SSW緊急派遣事業として始まり、規模を拡充してきている。

継続的な支援状況では、家庭環境の問題、不登校、発達障がいへの支援が多い。件数が少なくても、いじめや児童虐待などにおいて重篤なケースを支援している。

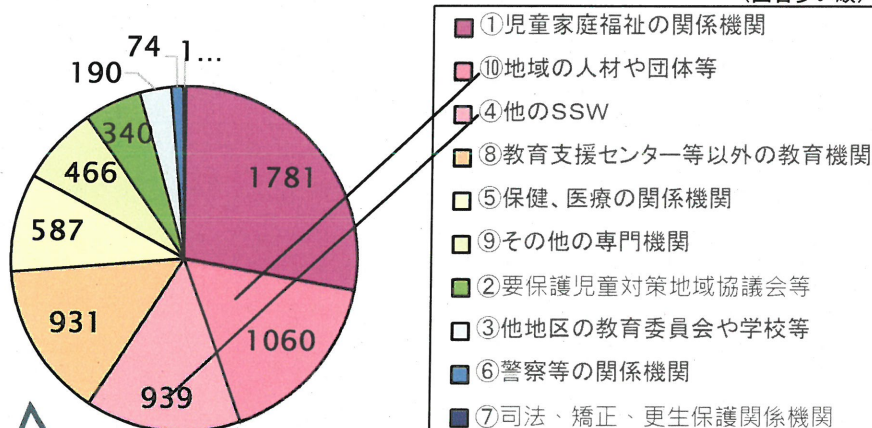


Ⅱ 本県のスクールソーシャルワーカーについて

連携した関係機関

※ 平成28年度

(連携件数 6386件:複数の機関と連携するため、支援人数より多い)
(回答多い順)

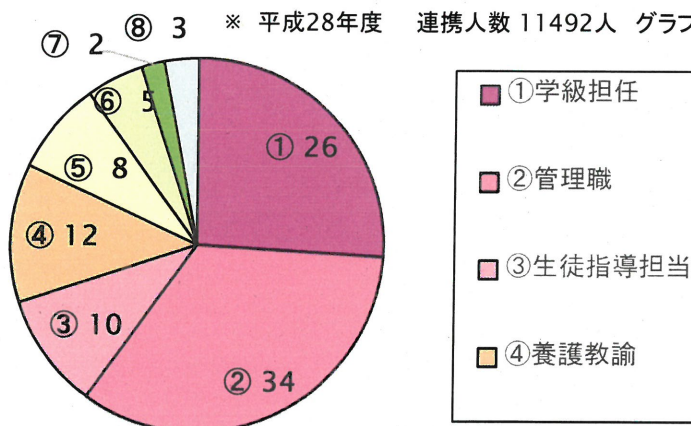


連携した教職員は、
管理職と学級担任が
多い。
組織的に問題解決に
取り組む上でも、関係
委員会や養護教諭な
ど多くの教職員との連
携が望まれる。

SSWが連携した関係機関
は、児童家庭福祉の関係
機関が最も多く、保護者や
家庭環境に起因する問題
に関わるケースが多い。
次に保健・医療の関係機関
との連携が多い。不登校や
いじめなどの問題も家庭環
境や発達障がいなどの要
因が背景にあることがうか
がえる。

連携した校内の教職員等

※ 平成28年度 連携人数 11492人 グラフの数値は%

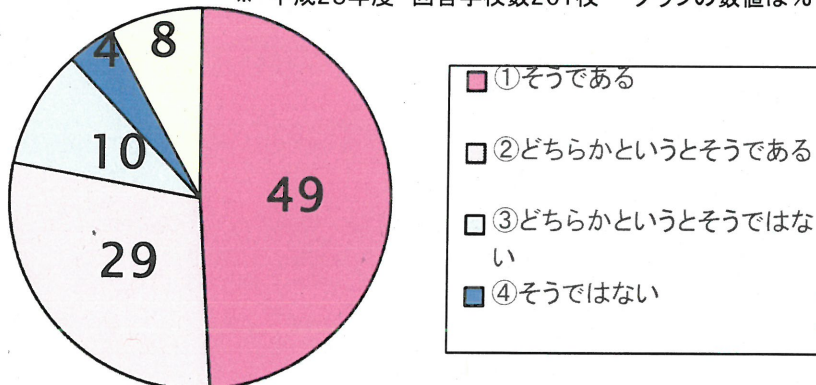


関わった学校でのSSWへの
満足感が高い。今後さらに
SSWや学校への研修を充
実させ、スクールソーシャル
ワークの質の向上に努めて
いきたい。

SSWの活動が状況改善に役立った

活用した学校へのアンケートの質問項目より

※ 平成28年度 回答学校数201校 グラフの数値は%



3 スクールソーシャルワーカーの配置形態について

福島県教育委員会では、県内7教育事務所と委託している市町村にSSWを配置し、県内の支援を行っています。

また、独自にSSWを雇用している市町村などもありますので、派遣を希望する際には、教育事務所や市町村教育委員会にお問い合わせください。

① 市町村教育委員会（教育センター等を含む）配置の場合

市町村域内の幼稚園・保育園、小学校、中学校から相談をとりまとめた教育委員会からの勤務要請を受け、学校園を訪問する派遣を主体とします。市町村教育委員会の計画的な勤務計画を元に、拠点校配置型や派遣訪問型、巡回訪問型のスタイルで職務にあたります。

② 教育事務所配置の場合

市町村教育委員会および県立学校（高等学校・特別支援学校）から教育事務所への要請を受けて、学校・家庭・子どもの支援を行います。また、異なる教育事務所域内の学校園にまたがる広域支援ケースへの対応、および域内の市町村教育委員会に配置されたSSWへの支援にあたります。①、②いずれも指導主事やSSW担当者と共に行動します。

③ 学校緊急派遣（いじめ・災害・重大事故等）へのチーム対応

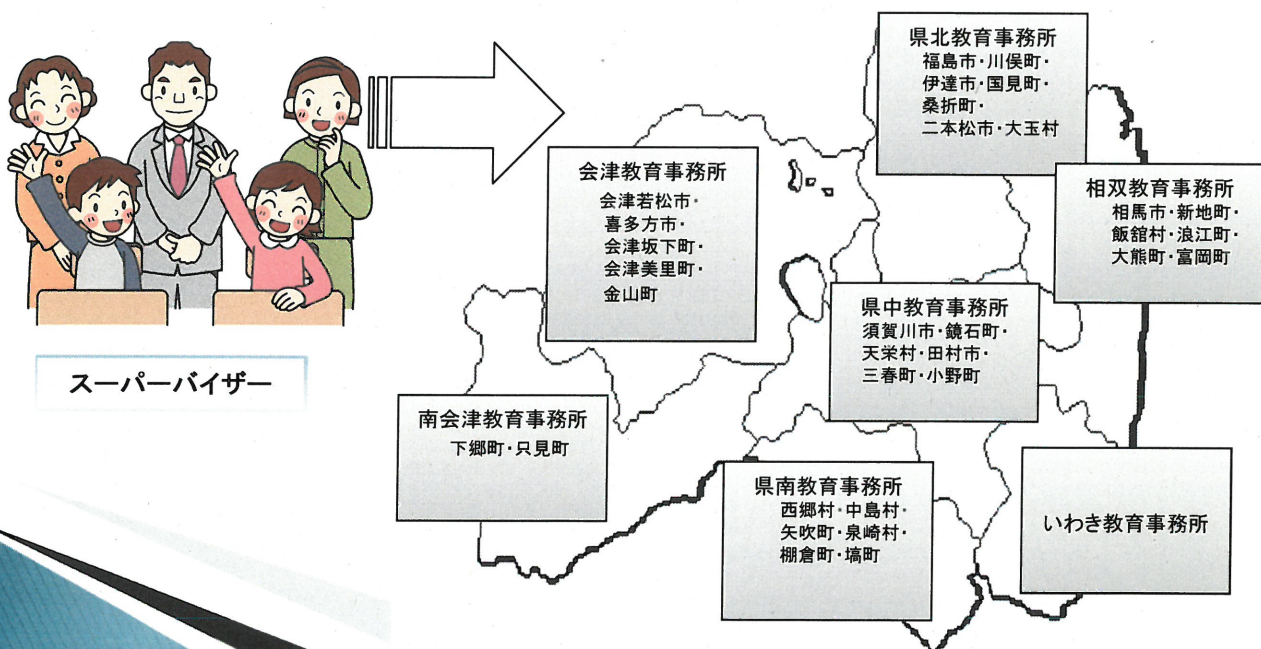
「いじめ防止対策推進法」による支援チーム設置に関わる支援要請への対応などに従事します。



4 スクールソーシャルワーカーへのサポート

SSWの資質・能力の向上、日々の業務の課題解決に向け、県教育委員会では、各教育事務所、市町村教育委員会と連携し、SSWへのサポートに取り組んでいます。

- ① 県内すべてのSSW、市町村担当指導主事等が集まる、県推進連絡協議会を年2回開催し、情報交換や研修を行います。
- ② 県内を5地区(県北・相双地区、県中地区、県南地区、いわき地区、会津・南会津地区)に分け、地区別連絡会を定期的に行い、情報交換や事例研究などを行います。
- ③ 県内7つの教育事務所単位で、域内連絡会を適宜開催し、課題解決に向けたケース会議等を実施します。
- ④ 大学教員など5名にスーパーバイザーを委嘱し、推進連絡協議会や地区別連絡会における指導助言及び、市町村や学校訪問によるSSWへの個別支援、スーパービジョン等を行います。



◇ この他、独自に配置している市町村もある

(平成30年度)

1 学校における活用体制づくり

(1) 学校における効果的な活用について

① 校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要である。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要である。

ア 教職員全体の共通理解

イ 教育相談コーディネーターとなる教員の位置付け

ウ SSWの校内体制への位置付け

エ 緊急支援が必要な場合の対応

オ 活動環境の整備

カ 学校種間の連携

キ 保護者等への周知

② 生徒指導主事や養護教諭との連携

生徒指導主事は、SSWと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設定することが望ましい。また、養護教諭は、児童生徒の発達や健康状況を多面的に把握し、SSWと情報交換や連携を積極的に行う。気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、ともに児童生徒の課題を共有することが望ましい。

③ 教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったSSWとその児童生徒の担任や関係教職員が情報交換を行えるような関係性を構築しておく必要がある。また、教職員とSSWが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図れるようにすることが望ましい。



(2) 相談援助体制の整備・充実

① 校内担当者の位置づけと関わり

- ア) 校長は、校内担当者を明確にします。 例) 担当者: 教頭、生徒指導主事等
- イ) 校長は、校務分掌に校内担当者及びSSWの位置付けを明確にします。
- ウ) 校内担当者は、SSWと学校(委員会等)とのパイプ役として連絡、調整、情報交換及び情報共有、提供を図ります。

② 校内担当者の役割

- ア) 児童生徒及び保護者、教職員、関係機関等からの相談受付
 - ※ 校内担当者を介してSSWと打ち合わせをします。
- イ) SSWとの連絡調整、派遣等の要請
 - ※ 相談内容(問題行動の内容や諸情報の整理等)を踏まえ調整します。
- ウ) 相談活動に関する具体的な計画立案、調整
- エ) 情報管理
 - ※ 当該児童生徒の個人情報(ファイル等)、支援チーム会議録等を管理します。
- オ) 支援チーム会議の開催
 - ※ ケースに応じて関係機関参加の会議等を開催します。

③ 定期的な支援チーム会議の開催

- ア) 校内担当者は、未然防止、早期対応の視点からSSWと連携し、校内での支援チーム会議を定期的あるいは必要に応じて開催します。
- イ) 校内担当者は、関係者へ出席のための要請を行います。
 - 関係者: ケースに関わりのある関係者や当該児童生徒の保護者等
 - 例) 校長、教頭、生徒指導主事、担任、学年主任、養護教諭、SSW、SC、福祉関係者、保護者等
- ウ) 校内担当者は、SSWに対して問題解決(軽減)に向けた助言や援助を要請します。

④ 相談援助活動の充実

- ア) 校内担当者は、SSWが学校内で情報収集するための手段を確保します。
 - ※ SSWの相談活動や関係者(SCを含む)との情報交換及び共有の場や時間を設定します。
- イ) 校内担当者は、相談者本人が参加できるような会議を設定します。



(3) 支援チーム会議の運営

① 校内担当者による事前の対応

- 対応1 会議の構成メンバーを決め連絡します。
※管理職、担任を含む関係者、関係機関の担当者、SSW、SC等
- 対応2 日程調整をします。
※第1回の開催は、早期に開催する方向で調整
- 対応3 会議資料(アセスメントシートの活用)を作成します。
※学校関係者及びSSW等が分担して準備

② 支援チーム会議の進め方

- 進行1 校内担当者より説明します。
※当該児童生徒に関する「学校生活の現状」や「何が問題なのか」、「何を検討すればいいのか」等について説明
- 進行2 担任やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等より説明します。
※児童生徒を取り巻く環境や学校生活、友人関係、当該生徒の発達や健康状態、家庭関係などについて説明
- 進行3 市町村福祉担当者や児童委員等の関係者より説明します。
※児童生徒を取り巻く家庭や生活環境の状態について説明
- 進行4 協議内容
ア)参加者全員で情報の共有化及び共通認識を持つようにします。
イ)子どものよさに着目し、アセスメントをします。(問題の要因や背景を見極める。)
ウ)チームとしての問題解決に向けたプランニングを立てます。
※短期的、長期的な目標に向けた計画
※「誰が」、「誰に」、「いつまで」、「どのような働きかけ」を行うのか具体的に決定
- 進行5 次回の開催時期及び連絡体制の確認をします。
※プランの見直しや検証、モニタリングを含む。



2 教育事務所や教育委員会における活用体制づくり

教育事務所や市町村教育委員会は、域内の学校や関係機関へ、SSWの配置や役割、活用についての周知・広報・啓発に努力します。関係機関への挨拶訪問などを事前に行い、SSWが関係機関と連携し、スムーズに支援活動ができるような周知や広報の体制づくりへの働きかけを行います。

① 周知について(例)

SSWの役割について、地域内の学校や関係機関へ周知します。

(1) 周知先について

保護者、児童生徒、地域の関係機関(30ページ「関係する専門機関一覧」)

(2) 周知内容について

- ①SSW本人のプロフィール(※本人同意の上)
- ②SSWの活動内容(※守秘義務に関する内容を含む)
- ③SSWへの相談の申し込み方法
- ④学校内担当者等

(3) 周知方法について

- ①保護者向け:学校通信、学級通信、PTA総会等
- ②地域の関係機関向け:訪問周知等
- ③児童生徒向け:学級通信、集会等

② 配置について

学校の受け入れ体制を整えるために指導・助言するとともに、SSWが活動する地域や担当校を設定します。

③ 相談の受付(インテーク)について

相談受付の体制を明確にします。(16ページを参照)

④ SSWの資料管理やデスクワークの環境や連絡手段等を整えます。

⑤ 関係機関とのネットワーク・チームワークの構築

SSWが関係機関と連携し、スムーズに支援活動ができるよう体制を整えます。

○ 地域の社会資源の発見・連携・開発について

スクールソーシャルワークの特徴は関係機関との連携や関係調整への尽力と共に「なかったらつくる」という社会資源の開発にも着目します。

○ 自治体の公的機関への参加と活用

自治体に法定設置される要保護児童対策地域協議会や障がい者地域生活支援協議会、児童福祉や保健福祉関係の会議など、SSWの業務遂行に欠かせない会議への定期的参加を促進します。

○ 地域の公的・民間団体をめぐる有用性や妥当性の確認

地域の社会資源マップを作成し、その内容や質について吟味をおこない、連携や活用の際に信頼関係を構築していきます。

⑥ 運営協議会の設置について

スーパーバイザーやチーフスクールソーシャルワーカー（チーフSSW）等による、スクールソーシャルワークに関する研修会や学習会の開催、SSWの取組みの成果や課題、改善点等を協議し、継続的に支援できる体制を整えます。

※「活動方針に関する指針」の策定と公表

『生徒指導提要』文科省（p 120）に、「教育委員会はスクールソーシャルワーカーの活用にあたり活動方針等に関する指針を策定し、公表する」と明記されています。学校関係者に対してSSWの計画的な活用体制を整える助言や提案を行うとともに、SSWの業務や活動内容について、各学校や市町村教育委員会、教育事務所ごとに「活動方針に関する指針」を確認します。その際、客観的な裏づけやエビデンスを大切にします。

⑦ チーフSSWとの連携

SSWもチームで動くことを大切にしています。ケースによっては、市町村配置のSSWと教育事務所配置のチーフSSWや他の域内のSSW同士が連携します。

こうした「広域支援」の活用体制も行います。

※ 参考資料 SSW支援シート(スクールソーシャルワーカーが使用するもの)1

1. SSW 支援シート (インテーク票)

受付日	年 月 日	相談者：	受付者：
相談経路			
相談方法	電話 学校訪問 来庁 その他	派遣依頼書	年 月 日 受領

フリガナ 子どもの氏名	生年月日(年齢) ()	性別	
フリガナ 保護者の氏名	生年月日(年齢) ()	性別	続柄
住所：	連絡先：	職業	
家族構成	生育歴		

学校名	連絡先
窓口担当者	校内キーパーソン
学年	担任氏名

相談種別 ①不登校 ②いじめ ③暴力行為 ④児童虐待 ⑤友人関係(②を除く) ⑥非行・不良行為(③を除く) ⑦家庭環境の問題(④を除く) ⑧教職員との関係 ⑨心身の健康等に関する問題 ⑩発達障害等に関する問題 ⑪その他()	学校からの要望 ①学校訪問 ②授業参観 ③保護者との面談 ④子どもとの面談 ⑤会議への参加 ⑥他機関へのつなぎ ⑦その他()
主訴	
見立て	

SSW支援シート(スクールソーシャルワーカーが使用するもの)2

2. SSW 支援シート (アセスメント・プランニング票) ①

作成日： 年 月 日 作成者：

受理日	学校名		年 組
フリガナ 子どもの氏名	生年月日(年齢) ()		性別
主訴			
相談種別 ①不登校 ②いじめ ③暴力行為 ④児童虐待 ⑤友人関係(②を除く) ⑥非行・不良行為(③を除く) ⑦家庭環境の問題(④を除く) ⑧教職員との関係 ⑨心身の健康等に関する問題 ⑩発達障害等に関する問題 ⑪その他()		学校からの要望 ①学校訪問 ②授業参観 ③保護者との面談 ④子どもとの面談 ⑤会議への参加 ⑥他機関へのつなぎ ⑦その他()	

家族の状況

同・別	名前	関係	年齢	職業・所属	住所	連絡先

ジェノグラム

生活歴

家庭の状況

ひとり親 要介護者と同居 生活保護 就学援助(要保護・準要保護) 料金未納(学校諸納金、公共料金等) 就学奨励費 特別児童扶養手当 児童扶養手当 児童手当 障害者手帳() 要対協ケース 児童福祉司指導 DV 生活困窮者自立支援事業 学習支援 その他()	
生活状況	家庭環境

SSW支援シート(スクールソーシャルワーカーが使用するもの)3

SSW 支援シート (アセスメント・プランニング票) ②

出席の状況

学校欠席日数		1 学 年		2 学 年		3 学 年		4 学 年		5 学 年		6 学 年	
担任名													
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
年度 欠席													
遅刻早退													
年度 欠席													
遅刻早退													

子どもの学校生活について

	学校	家庭	本人の思い	その他
子どもの印象				
気になる様子				
これまでの取り組み				
これからの取り組み				

子ども本人に関すること

	学校	家庭	関係機関	本人の思い
基本的生活習慣				
行動の特徴				
学力				
コミュニケーション				
対人関係				
健康				
興味・関心				
友人関係				
部活	進路希望			

SSW 支援シート (アセスメント・プランニング票) ③

エコマップ

支援計画

長期支援目標

目標：

短期支援目標

目標	担当者	支援の内容
1		
2		
3		
4		
5		

3. SSW 支援シート（支援チーム会議記録票）

作成日： 年 月 日 作成者：

[illegible]

SSW支援シート(スクールソーシャルワーカーが使用するもの)6

4. SSW 支援シート (カンファレンス記録票)

作成日： 年 月 日 作成者：

開催日時 年 月 日 () ~	開催場所
参加者	
事例概要	
検討事項	
検討内容	
結果	
残された課題	
次回開催予定等	

SSW支援シート(スクールソーシャルワーカーが使用するもの)7

5. SSW 支援シート (モニタリング記録票)

作成日： 年 月 日 作成者：

フリガナ 子どもの氏名	生年月日(年齢) ()	性別	
フリガナ 保護者の氏名	生年月日(年齢) ()	性別	続柄
住所：	連絡先：	職業	

長期支援目標

長期支援目標		
修正	有・無	修正後

短期支援目標

目標	担当者	支援内容
1		
2		
3		
4		
5		

支援の評価

支援結果	分析	修正
1		
2		
3		
4		
5		

支援方針

継続 修正 終結	方針決定事由
----------------	--------

SSW支援シート(スクールソーシャルワーカーが使用するもの)8

6. SSW 支援シート（実践の振り返り）①

フリガナ 子どもの氏名	生年月日（年齢） ()	性別	
フリガナ 保護者の氏名	生年月日（年齢） ()	性別	続柄

幼稚園、子ども園、保育所等の就学前 ()

1 年		
2 年		
3 年		

小学校（学校名 ()

1 年		
2 年		
3 年		
4 年		
5 年		
6 年		

SSW 支援シート (実践の評価・振り返り) ②

中学校 (学校名)

1 年		
2 年		
3 年		

高等学校 (学校名)

1 年		
2 年		
3 年		
4 年		

実践を振り返って

--

備考

--

※ 参考資料 児童生徒理解..教育支援シート(文部科学省)(SSWと一緒に作るもの)1

児童生徒理解・教育支援シート(共通シート)

作成日:平成〇年〇月〇日

作成者 HO(記入者名) 追記者 HO(記入者名)/HO(記入者名)/...

名前(よみがな)	性別	生年月日

○学年別欠席日数等	追記日→	○/○												
年度														
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4	
出席しなければならない日数														
出席日数														
別室登校														
遅刻														
早退														
欠席日数														
指導要録上の出席扱い														
①教育支援センター														
②教育委員会所管の機関(①除く。)														
③児童相談所・福祉事務所														
④保健所、精神保健福祉センター														
⑤病院、診療所														
⑥民間団体、民間施設														
⑦その他の機関等														
⑧IT等の活用														

○支援を継続する上での基本的な情報
特記事項(本人の強み、アセスメントの情報等)

○家族関係
特記事項(生育歴、本人を取り巻く状況(家族の状況も含む。)、作成日以降の変化等)

備考欄

児童生徒理解..教育支援シート(文部科学省)(SSWと一緒に作るもの)2

児童生徒理解・教育支援シート(ケース会議・検討会等記録)

日付

記録者

学年・組	名前	参加者・機関名

○本人の意向

--

○保護者の意向

--

○関係機関からの情報

--

○支援状況

支援目標		
機関・分掌ごとの役割分担	短期目標	経過・評価

○確認・同意事項

--

○特記事項

--

理解シート

最終更新 年 月 日

氏 名	年 組

作成者 年 月 日

○ 学年別出席日数

追記日 一		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学年										
年度										
出席すべき日数										
出席日数										
別室登校										
遅 刻										
早 退										
欠席日数										
指導要録上の出席扱い		0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 適応指導教室										
② 教育委員会所管の機関(①を除く)										
③ 児童相談所・福祉事務所										
④ 民間施設										
⑤()										

○ 児童生徒の願いや苦戦している状況

○ 学校・学級の様子(学級の雰囲気、担任の方針など)

○ 家族(構成、子どもの問題の捉え方、大切にしていること)や家庭での様子

○ 生育歴

○ 保護者の意向

理解シート使用にあたっては、下記の書籍等を参考に、適切な使用を学んでください。

石隈利紀・田村節子共著『石隈・田村式援助チームシートによるチーム援助入門—学校心理学・実践編』(図書文化)

理解シート・援助チームシート(福島県教育委員会不登校対応資料)2

[石隈・田村式 援助チームシート(4領域版)より]

児童生徒

年 組

氏名

実施日時 年 月 日 ~ 次回実施日時 年 月 日 ~

出席者					
苦戦していること					
		学習面 ・学習状況 ・学習スタイル ・学力 など	心理・社会面 ・情緒面 ・人間関係 ・ストレス対処スタイル など	進路面 ・得意なことや趣味 ・将来の夢 ・進路希望 など	健康面 ・健康状態 ・身体面での様子 など
情報のまとめ	いいところ (児童生徒の自助資源)				
	気になるところ (援助が必要なところ)				
	してみたこと (今まで行った あるいは今行っている援助とその結果)				
援助方針	この時点での 目標と 援助方針				
援助案	これからの 援助方針で 何を行うか				
	誰が行うか				
	いつからいつまで 行うか				

© Ishikuma & Tamura 1997 - 2003

援助チームシート使用にあたっては、下記の書籍等を参考に、適切な使用を学んでください。

石隈利紀・田村節子共著『石隈・田村式援助チームシートによるチーム援助入門—学校心理学・実践編』(図書文化)

石隈利紀著『学校心理学—教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス』(誠信書房)

※ 参考資料 SSWの「活動記録のまとめ」集計表(福島県教育委員会・事業資料)

(別紙) 平成 年度 スクールソーシャルワーカー派遣事業に関する活動記録(月別)

		月					
1	雇用人数						
2	配置教育事務所・市町村						
3	支援状況	幼稚園・保育園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(※単位:人数)
	支援対象児童生徒数						○
	終結児童生徒数						○
4	支援対象児童生徒への支援状況	支援内容 (複数回答)	問題解決	支援中 (好転中)	支援中	※その他	⑫震災に関するもの (再掲)
	①不登校	○					
	②いじめ	○					
	③暴力行為	○					
	④児童虐待	○					
	⑤友人関係(②を除く)	○					
	⑥非行・不良行為(③を除く)	○					
	⑦家庭環境の問題(④を除く)	○					
	⑧教職員等との関係	○					
	⑨心身の健康等に関する問題	○					
	⑩発達障害等に関する問題	○					
	⑪その他	○					
		○	○	○	○	○	○
5	訪問活動回数	○ (※単位:回)					
	①学校						
	②家庭						
	③教育委員会						
	④児童家庭福祉の関係機関						
	⑤保健・医療の関係機関						
	⑥警察・司法・矯正・更生保護の関係機関						
	⑦社会福祉の関係機関						
	⑧その他の専門機関						
	⑨地域の人材や団体等						
	⑩その他						
6	ケース会議・打合せ状況	○ (※単位:件)					
	①教職員等との会議						
	扱ったケース件数						
	参加教職員数						
	②関係機関等との会議						
	扱ったケース件数						
	参加関係機関の人数						
	③保護者・家族等の出席						
	扱ったケース件数						
	参加人数						
7	面談等状況	○ (※単位:件)					
	①面談	保護者・家族等					
		本人					
	②電話	保護者・家族等					
		本人					
8	連携した関係機関等	○ (※単位:件)					
	①児童家庭福祉の関係機関						
	②要保護児童対策地域協議会等						
	③他地区の教育委員会や学校等						
	④他のスクールソーシャルワーカー						
	⑤保健・医療の関係機関						
	⑥警察・司法・矯正・更生保護の関係機関						
	⑦社会福祉の関係機関						
	⑧その他の専門機関						
	⑨地域の人材や団体等						
9	連携した校内の教職員等	○ (※単位:人)					
	①学級担任						
	②管理職						
	③生徒指導担当						
	④養護教諭						
	⑤その他の教諭						
	⑥スクールカウンセラー						
	⑦特別支援教育コーディネーター						
	⑧その他の外部相談員						
10	研修会講師の状況						
	研修会参加回数	○					
	校内						
	校外						
	研修参加人数	○					
	教職員						
	保護者・地域住民等						
11	広報啓発活動の状況						
	広報啓発活動回数						
	内容						

関係する専門機関一覧

・福祉関係機関:

児童相談所、
福祉事務所、
自立相談支援機関、
要保護児童対策地域協議会の所管部署、
児童家庭支援センター、
民生委員、児童委員、
社会福祉協議会、
放課後児童クラブ、児童館、保育所、
障害福祉サービス等事業所(放課後等デイサービス等)、
発達障害者支援センター 等

・保健医療関係機関:

保健センター、保健所、
精神保健福祉センター、
病院 等

・刑事司法関係機関:

警察署(生活安全課等)、少年サポートセンター、少年補導センター、
家庭裁判所、
少年院、少年鑑別所、保護観察所、
日本司法支援センター(法テラス)、
スクールサポーター、保護司、少年警察ボランティア 等

・教育関係機関:

教育支援センター(適応指導教室)、
教育センター、教育相談室、
民間教育団体・民間教育施設、
転出入元・先の学校 等

・教育委員会内:

家庭教育支援チーム(支援員)、
土曜学校など学習支援担当者、
学校地域本部の地域コーディネーター、学校ボランティア、近隣の小・中学校

あとがき

N中学校では、解決の見通しが持てない不登校生徒への対応について、校長の指導のもと、SSWの派遣を要請しケース会議を開催しました。ケース会議では、SSWの助言を受けながら、当該生徒を取り巻く問題等の情報共有化を図るとともに、家庭へ働きかける際や登校した際の各教職員の役割を明確にするなど、校内支援チームの体制を整えました。

同時に、SSWはケース会議で得た情報から、不登校の原因が家庭の経済的貧困が背景となっている虐待であるととらえ、学校と子ども家庭相談センター、民生委員、保健福祉課(行政)、福祉事務所とをつなぐことに努めていきました。連携を働きかける中で、当該生徒の家庭状況や生活状況に関する情報を収集し、経済面(生活保護の受給)や医療面などの社会福祉的側面からの支援ができたことで、生活環境の改善が図られていったのです。家庭生活が安定してきたことから親子関係が良好になり、徐々に登校できる日が増えていきました。

このケースが、状況が好転していったのには、次のような要素があったからだと思います。

- SSWが中心となり関係機関との連携により、家庭への支援がなされ、家庭環境の改善が図られたこと。
- 校内研修会、ケース会議において全職員で情報を共有し、それぞれの立場からどのような支援ができるかを考え、生徒に関わることができたこと。
- 校長や養護教諭、SSW、SC等が担任を支え、常にチームで対応できる仕組みづくりができていたこと。
- 生徒本人の登校意欲にあわせ、部分登校への支援などきめ細かな対応ができたこと。
- 人任せにせず、それぞれの立場でできることを考え取り組めたこと。

などが考えられます。児童生徒の問題行動への対応には、風通しがよく、一丸となって互いをサポートし合える教職員集団づくりと家庭・地域・関係機関等との信頼関係に基づいた連携が必要不可欠です。我々は、児童生徒はもちろん、教職員、保護者、地域の方々、更には関係機関等の様々な人々と手をたずさえながら、魅力ある学校づくりに取り組んでいくことが求められています。その扇の要のような存在としてSSWへの期待は今後ますます高まりを見せることでしょう。

参考文献

- ▶ 『生徒指導提要』 平成22年3月 文部科学省
- ▶ スクールソーシャルワーカーハンドブック(改訂版)
▶ 平成24年12月 福島スクールソーシャルワーカー協会
- ▶ 児童生徒の教育相談の充実について
▶ ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)
平成29年1月 文部科学省 教育相談等に関する調査研究協力者会議



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.